

酒田市長 丸 山 至 様

酒田市監査委員 大 石 薫

酒田市監査委員 高 橋 千代夫

定期監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、次のとおり定期監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により提出します。

なお、監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知くださるようお願いいたします。

記

1 監査対象課及び監査期間

監査対象課	調書作成期日	監査の期間	監査委員 聴取日
八幡総合支所 地域振興課	8月31日	9月23日～ 10月23日	10月13日
八幡総合支所 建設産業課	8月31日	9月23日～ 10月23日	10月13日
松山総合支所 地域振興課	8月31日	9月23日～ 10月23日	10月14日
松山総合支所 建設産業課	8月31日	9月23日～ 10月23日	10月14日
平田総合支所 地域振興課	8月31日	9月23日～ 10月23日	10月15日
平田総合支所 建設産業課	8月31日	9月23日～ 10月23日	10月15日

2 監査の範囲

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか、関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

4 監査の結果

監査の対象となった財務に関する事務の執行等については、特に文書により指摘すべき事項は下表のとおりである。その他、文書によらない軽微な注意事項については、口頭で留意又は改善を促した。

監査対象課	監査結果	
八幡総合支所 建設産業課	注意事項	大台野飲雑用水水質検査業務委託契約について、委託した業務内容の履行確認をせずに委託料が支払われていた。相手方から完了通知書及び委託業務目的物引渡書が提出されているものの、提出日、業務完了年月日、検査年月日、検査職員等の欄が空欄となっており、收受印もなく回覧もされていなかった。 委託業務完了後は適切に検査等を行い、委託した業務内容を確認した上で、委託料を支払うこと。
松山総合支所 地域振興課	注意事項	松山生涯スポーツ振興事業委託契約について、契約検査課が示す契約事務フローによると、最初に仕様書等の認定伺の決裁、次に見積施行伺の決裁、最後に契約伺の決裁をとることとされている。しかし、仕様書等の認定伺及び見積施行伺の手続をせずに、契約伺のみをもって契約が締結されていた。また、業務委託契約書に委託期間（契約締結日から令和3年3月31日まで）、業務委託料（44万円）等が示されているものの、業務内容に関する記載が示されていないため、委託した業務内容が適正に履行されているか確認することができない。 契約書に業務内容を明示するとともに、契約検査課が示す契約事務フローに則り、適切に契約事務を執行すること。